

令和 8 年度大阪府保育士等虐待対応・防止研修運営等業務 に係る企画提案公募要領

大阪府では、保育現場において、保育所等における虐待を未然に防止するため、虐待が発生した場合の適切な対応を習得するための「大阪府保育士等虐待対応・防止研修運営等業務」を実施します。

この事業については、民間事業者等の知識やノウハウ等を活用し、より効果的・効率的に実施するため、企画提案公募により受託事業者を募集します。

1 事業名

令和 8 年度大阪府保育士等虐待対応・防止研修運営等業務

(1) 事業の趣旨・目的

保育所等における虐待を未然に防止するため、虐待が発生した場合の適切な対応を習得するための研修を実施することを目的とする。

(2) 事業概要

令和 8 年度大阪府保育士等虐待対応・防止研修運営等業務に係る仕様書のとおり

(3) 委託上限額

11,976,000 円（税込）

2 スケジュール

令和 8 年 9 月 18 日（金）	公募開始
令和 8 年 10 月 2 日（金）	質問受付締切
令和 8 年 10 月 19 日（月）	提案書類提出締切
令和 8 年 10 月下旬から 11 月上旬頃	選定委員会
令和 8 年 11 月下旬から 12 月上旬頃	契約締結・事業開始
令和 9 年 3 月 31 日（水）	事業終了

3 公募参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。

なお、共同企業体で参加する者にあつては、構成員全員が該当すること。（※（6）は共同企業体の代表構成員が有していればよい。）

(1) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 3 項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治 29 年法律第 89 号）第 11 条に規定す

る準禁治産者

ウ 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの

エ 民法第 17 条第 1 項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

カ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者

ク 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

(2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府入札参加資格審査要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定を受け、かつ、同要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

(3) 府の区域内に事業所を有する者にあつては、府税に係る徴収金を完納していること。

(4) 府の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近 1 事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。

(5) 消費税及び地方消費税を完納していること。

(6) 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。

(7) 次のアからウのいずれにも該当しない者であること。

ア 大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和 2 年大阪府規則第 61 号。以下「暴力団排除措置規則」という。）第 3 条第 1 項に規定する入札参加除外者（以下「入札参加除外者」という。）

イ 暴力団排除措置規則第 9 条第 1 項に規定する誓約書違反者（以下「誓約書違反者」という。）

ウ 暴力団排除措置規則第 3 条第 1 項各号のいずれかに該当すると認められる者

(8) 府を当事者の一方とする契約（府以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し府が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。）に関し、入札談合等（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成 14 年法律第 101 号）第 2 条第 4 項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。）を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者でないこと。

- (9) 確定判決によって確定した損害賠償金、返還金その他の大阪府の債権について納期限までに納付していない者でないこと。

4 応募の手続き

本事業の提案に参加を希望する者の受付手続等は、以下のとおりです。

「3 公募参加資格」を確認の上、必要な書類を受付期間内に提出してください。

(1) 公募要領の配布及び応募書類の受付

ア 配布期間

令和8年9月18日（金）から令和8年10月19日（月）まで

イ 配布場所及び受付場所

大阪府福祉部子ども家庭局子育て支援課認定こども園・保育グループ

住 所：大阪府中央区大手前3丁目2-12

電話番号：06-6944-6678

ウ 配布方法

上記「イ 配布場所及び受付場所」で配布するほか、子育て支援課ホームページ

(<https://www.pref.osaka.lg.jp/o090120/kosodateshien/puopo/gyakutai.html>)からダウンロードできます。

(郵送による配布は行いません。)

エ 受付期間

令和8年10月9日（金）から令和8年10月19日（月）まで

(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後5時まで)

オ 提出方法

書類は必ず受付場所に持参してください。(郵送による提出は認めません。)

カ 費用の負担

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

(2) 応募書類

ア 応募申込書（様式1）

イ 企画提案書（様式2）

以下の内容についてできるだけ詳細に記載すること。

①研修内容

次の研修を効果的に実施すること。

- ・最新の保育の状況や知見を踏まえつつ、保育現場において求められる一定の技能・知識を得ることができる研修を行うこと。
- ・保育所や幼稚園等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン（令和7年8月改訂(令和8年4月一部改訂)）に関する研修を行うこと。

② 研修の企画、運営

- ・契約日から研修実施までの全体スケジュールを提案すること。

- ・研修会場（会場名、収容人数、所在地、最寄駅）を提案すること。
- ・研修講師の選定方法及び選定理由について提案すること。
- ・上記①の研修内容・企画構成等について、保育所等職員にとって必要な知識を修得できるようなものを提案すること。
- ・事業の実施体制について記載すること。

③ その他

- ・上記①の研修が事業の目的に即した効果的な内容となる取組について提案すること。
- ・研修会場は、府内の保育所等職員が参加しやすいように留意し選定すること。
- ・計画された研修は、すべて令和9年2月26日までに実施すること。－
- ・その他、特記事項がある場合には記載すること。

ウ 応募金額提案書（様式3）

エ 事業実績申告書（様式4）

- ・業務の概要欄については研修の規模(参加人数)についても可能な限り記載すること。

オ 共同企業体で参加の場合

- ① 共同企業体届出書（様式5）
- ② 共同企業体協定書（写し）（様式6）
- ③ 委任状（様式7）
- ④ 使用印鑑届（様式8）

カ 誓約書（参加資格関係）（様式9）

【添付書類】

ア 定款又は寄付行為の写し（3カ月以内の日付で原本証明してください。）

イ 法人登記簿謄本

- ・発行日から3カ月以内のもの

ウ 納税証明書（未納がないことの証明：発行日から3カ月以内のもの）

① 大阪府の府税事務所が発行する府税（全税目）の納税証明書

- ・大阪府内に事業所がない方は、本店を管轄する都道府県税事務所が発行するものに代えます。

② 税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書

エ 財務諸表の写し（最近1カ年のもの、半期決算の場合は2期分）

- ① 貸借対照表
- ② 損益計算書
- ③ 株主資本等変動計算書

オ 暴排誓約書（様式10その1（元請負人用）、様式10その2（下請負人用））

カ 障害者雇用状況報告書の写し

- ① 常勤雇用労働者数が40.0人以上の場合

- ・「障害者の雇用の促進等に関する法律」により事業主（常時雇用労働者数が 40.0 人以上）に義務化されている「障害者雇用状況報告書（様式第 6 号）」の写し
- ・本店所在地管轄の公共職業安定所に提出済で受付印のあるもの
（インターネットによる報告をした場合は、受付印は不要ですが、到達を確認できる書類を併せて提出して下さい。）

②常勤雇用労働者数が 40.0 人未満の場合

- ・「障がい者の雇用状況について」（様式 11）

(3) 応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却しませんのでご了解ください。

なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。

(4) 応募書類の不備

応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。

(5) その他

ア 応募は 1 者 1 提案とします（共同企業体構成員として参加する場合を含む）。

イ 応募書類はモノクロ（白黒）としてください。

ウ 応募書類の提出に際しては、正本、コピーそれぞれ 1 セットずつ A 4 ファイルに綴って提出してください。応募書類は電子媒体（CD-R 等）での提出もお願いします。

エ 表紙及び背表紙には提案事業タイトルと提案団体名を記入してください。

＜記入例＞「大阪府保育士等虐待対応・防止研修運営等業務」提案書
株式会社〇〇（法人名）

オ 書類提出後の差し替えは認めません（大阪府が補正等を求める場合を除く）。

カ 提出書類に虚偽の記載をした者は本件への参加資格を失うものとします。

5 質問の受付

(1) 受付期間

公募開始日から令和 8 年 10 月 2 日（金） 午後 5 時まで

(2) 提出方法

電子メール（アドレス：kosodateshien-g03@sbbox.pref.osaka.lg.jp）で受け付けます。

ア 電子メール送信後、必ず電話で着信の確認をお願いします。

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 10 時から午後 5 時まで）

イ 質問への回答は子育て支援課ホームページ

（<https://www.pref.osaka.lg.jp/o090120/kosodateshien/puropo/gyakutai.html>）に掲示し、個別には回答しません。

6 審査の方法

(1) 審査方法

ア (2) の審査基準に基づき、外部委員で構成する選定委員会による審査を行い、最優秀提案者（及び次点者）を決定します。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案事業者とする。

イ 審査は、書類審査及びプレゼンテーション審査にて行います。プレゼンテーション審査の日時は、事前に通知を行います。

プレゼンテーション審査にはパワーポイント等の機材は使用できませんのでご了承ください。

ウ 最優秀提案者の評価点が、審査の結果、100点満点中60点以下の場合は採択しません。

なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

エ 最優秀提案者は特別の理由がないかぎり、契約交渉の相手方に決定します。

(2) 審査基準

審査項目	審査内容	配点
事業の目的・内容の理解度	・事業目的を正しく理解したうえでの提案になっているか。	10点
事業内容に関する提案について	① 研修内容について ・虐待に関する一定の技能・知識をしっかりと身につけるための工夫及び研修の効果測定がどのようになされているか。(5点) ・一方的な講義だけではなく、ロールプレイ方式やグループワーク、事例検討等を用いて、実践に即した研修になっているか、また研修時間の設定は適切な時間となっているか。(10点) ・保育所や幼稚園等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン(令和7年8月改訂(令和8年4月一部改訂))に則った研修内容が提案されているか。(5点) ・テキストを作成するにあたって、内容が充実し、理解しやすいものとなるよう工夫がなされているか。(5点) ・研修回数及び定員の設定は、高い研修の効果が得られることを踏まえた設定となっているか。(5点) ・すべての研修が令和9年1月4日から令和9年2月26日の間に無理なく実施できるよう設定されているか。(5点)	35点
	② 講師について ・研修の内容に関する専門的な知識や経験を有し、受講者に対して必要かつ、適切な知識・技能の提供等ができる講師を確保できるか。	10点
	③ 受講者管理・問い合わせ対応について(各5点) ・受講者管理を適切に行う方法が提案されているか。 ・問い合わせ窓口を設置して各種問い合わせに対応できるか。	10点
実施体制	(各5点) ・業務責任者が配置され、業務を確実かつ効果的に実施するための適切な役割分担のもと、必要な人員体制が確保された、事業実施体制が具体的に提案されているか。 ・常にセキュリティ対策を徹底し、万一の事故が発生した場合にも、迅速な対応を図ることができるか。	10点
事業の実績について	・保育所等を対象とした研修の運営実績があるか。	10点
障がい者雇用	企業全体において、常用労働者40.0人以上の場合、法定雇用障がい者数を超える障がい者を雇用しているかどうか。または、常用労働者40.0人未満の場合、1人以上障がい者を雇用しているかどうか。 ※共同企業体の場合は、構成員全ての企業において上記人数	5点

	を雇用していることを加点の要件とする。	
価 格 点	価格点の算定式 満点（10 点）× 提案価格のうち最低価格／自社の提案価格	10 点
合 計		100 点

(3) 審査結果

ア 契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択に関わらず、応募いただいた全応募者に通知します。

イ 選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を子育て支援課ホームページ（<https://www.pref.osaka.lg.jp/o090120/kosodateshien/puopo/gyakutai.html>）において公表します。

応募者が2者であった場合の次点者の得点は公表しません。

- ① 最優秀提案事業者及び契約交渉の相手方と評価点
- ② 全提案事業者の名称 ＊申込順
- ③ 全提案事業者の評価点 ＊得点順 内容は①に同じ
- ④ 最優秀提案事業者の選定理由 ＊講評ポイント
- ⑤ 選定委員会委員の氏名及び選任理由
- ⑥ その他（最優秀提案事業者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由）

(4) 審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、別途、入札に準じて入札参加停止等の措置を講じることとします。

- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- イ 他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
- エ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

7 契約手続きについて

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と大阪府との間で協議を行い、契約を締結します。
- (2) 契約金額の支払いについては、精算払いとします。
- (3) 契約に際して、暴力団排除措置規則第8条第1項に規定する誓約書（様式 10）を提出いただきます。誓約書を提出しないときは、大阪府は契約を締結しません。
- (4) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、暴力団排除措置規則第3条第1項に規定する入札参加除外者、同規則第9条第1項に規定する誓約書違反者又は同規則第3条第1項各号のいずれかに該当したと認められるときは、契約を締結しません。
- (5) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、次のいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがあります。

- ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者
- イ 府を当事者の一方とする契約に関し、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を受けた者
- ウ 確定判決によって確定した損害賠償金、返還金その他の大阪府の債権について納期限までに納付していない者
- (6) 契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の 100 分の 5 以上の額の契約保証金を納付しなければなりません。
- ただし、契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができます。
- ア 国債又は地方債。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額による。
- イ 政府の保証のある債券又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の 8 割に相当する金額による。
- ウ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和 29 年法律第 195 号）第 3 条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。以下この項において同じ。）が振り出し、又は支払保証をした小切手。この場合において、提供される担保の価値は小切手金額による。
- エ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形。この場合において、提供される担保の価値は手形金額による。
- オ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関に対する定期預金債権。この場合において、提供される担保の価値は当該債権の証書に記載された債権金額による。
- カ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関の保証。この場合において、提供される担保の価値は保証書に記載された保証金額による。
- (7) (6)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除します。
- ア この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（保険金額は、契約金額の 100 分の 5 以上）を締結したとき。この場合においては、契約相手方は履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を大阪府に寄託しなければならない。
- イ 大阪府財務規則（昭和 55 年大阪府規則第 48 号）第 68 条第 3 号に該当する場合における契約相手方からの契約保証金免除申請書の提出（国、地方公共団体、独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人又は沖縄振興開発金融公庫と同種類及び同規模（当該契約金額の 7 割以上）の契約履行実績が過去 2 年間で 2 件以上ある場合で、かつ、不履行がないと認めるとき）。
- ウ 大阪府財務規則第 68 条第 6 号に該当する場合。

8 その他

応募提案にあたっては、大阪府公募型プロポーザル方式実施基準、公募型プロポーザル方式応募提案・見積心得、公募要領、仕様書等を熟読し遵守してください。